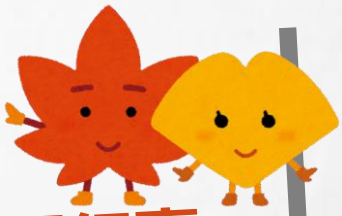

令和５年度　法の日週間広報行事
裁判員裁判の「模擬評議」

at　松山地方裁判所

令和５年１０月６日（金）、１８歳から２２歳までの方々を含む１４名のみなさんにご参加いただき、裁判員裁判の「模擬評議」を開催しました。

～はじめに～

地裁刑事部の清光裁判官から、裁判員制度の概要の説明が、続いて、同部の髙場裁判官から、刑事裁判の概要や法廷内の配置などについて、説明がありました。

その後、評議の題材となる架空の刑事裁判（強盗致傷罪の成否が争点）の審理の様子が上映されました。

参加者のみなさんは、真剣にメモをとりながら審理の様子を見つめていました。

～評議の様子～

評議は、３つのグループに分かれて行われました。

参加者のみなさんと裁判官が「私はこう思う。」などとそれぞれの感覚や経験に基づき意見を述べ合い、評議はどんどん深みを増していきました。

議論が白熱して結論にまで至らなかったグループもありましたが、どのグループもたくさんの意見が出され、充実した評議になりました。

～評議結果の紹介～

評議終了後、地裁刑事部の渡邉裁判官の進行の下、各グループから評議の結果が紹介されました。

今回は限られた時間内での評議であったこともあり、２グループは判決まで至らず、一方で、１グループは傷害罪と恐喝罪を適用して、執行猶予付き判決となりました。

～参加者のみなさんの感想～

参加者のみなさんからは、「裁判員制度では、自分の発言一つで人の人生が左右されることに責任の重さや不安を感じる。」といった、制度を真剣に考えていただいているからこその率直な意見が聴かれ、それに対して、司会の渡邉裁判官から、「裁判員の方々の不安に応えられるよう、実務では様々な工夫や配慮がされている。」ことの説明がありました。

一方で、「裁判員裁判で市民の見方を取り入れた方が、きちんとした判決を出せると思った。」、「裁判員が責任ある役目だと実感した。」、「裁判員に選ばれたときは、裁判員を務めてみたいと思った。」といった感想もいただきました。

ご参加いただき
ありがとうございました。